

賃金控除に関する協定書

株式会社 ○○○○と同社従業員代表 ○○一郎とは、労働基準法第24条第1項ただし書き末段の規定に基づき、賃金より下記のことを控除する事を協定する。

記

1. 会社の貸付金の当月返済分
2. 互助会費及び親睦会費
3. 貯蓄金管理に関する協定に基づく金額
4. 給食費および家賃等
5. 各種保険料等

本協定は平成22年1月1日より平成22年12月31日まで有効とし、有効期間満了の1ヶ月前に労使いずれからも異議の申し出がない場合は、さらに1年間更新するものとし、以降も同様とする。

平成 年 月 日

株式会社 ○○○○

従業員代表 ○○一郎 (印)

株式会社 ○○○○

代表取締役 ○○太郎 (印)